野一色 直 人

Ι はじめに

近時、キャッシュレス化が推進されている。また、キャッシュレス化の効果の一例として、「収税の効率化と納税の公平性確保を両立しながら社会コストの削減を実現し、これによって生み出された新たな財源を新産業の創造に向けて投資すれば、経済の活性化にも資する」ことが示されている。キャッシュレス化により、税務手続にどのような変化がもたらされるのかについて、検討が必要であるが、このような変化等により生じる課題等については未知数のものがある。ただ、社会コストの削減等といった共通する目的等から税務手続の電子化に関連する制度の創設や改訂がこれま

⁽¹⁾ 例えば、「『キャッシュレス・ビジョン』では『物理的な現金(紙幣・硬貨)を使用しなくても活動できる状態』」とされている(経済産業省 HP (https://www.meti.go.jp/policy/mono info service/cashless/index.html [最終確認日:2020年5月28日]))。

⁽²⁾ キャッシュレス・ポイント還元事業(キャッシュレス・消費者還元事業)(一般社団法人キャッシュレス推進協議会 HP (https://cashless.go.jp/ [最終確認日:2020年5月28日]))。

^{(3) 「}キャッシュレス・ビジョン 平成 30 年 4 月 経済産業省商務・サービスグループ 消費・流通政策課」52 頁 (経済産業省 HP (https://www.meti.go.jp/press/2018/04/201804 11001/20180411001-1.pdf [最終確認日: 2020 年 5 月 28 日]))。

⁽⁴⁾ 税務手続の電子化については一致した定義があるわけではないが、本稿においては、「税法上の手続において、納税者や納税者の取引先等の関係者が申告書や帳簿書類等について、紙媒体を用いず、電子申請や電子情報との形で、税務当局への申告や提供が必要とされている申告書等に記載されている情報の申告等を行うことや保存等が必要とされている帳簿書類等に記載されている情報の保存等を行うこと」と定義する。なお、当該定義については、電子申告の定義(高野幸大「電子申告」租税法研究 27 号(1999 年)16 頁)を参照した。

で行われてきたところである。本稿においては、これまでの税務手続の電子化の概要や特色等を整理し、これらの手続における電子化の意義等を検討することを通じて、キャッシュレス化を踏まえた税務手続の電子化の今後の方向性等を検討することを試みる。

Ⅱ 税務手続の電子化の概要等

近年、紙媒体での申告書等の提出や帳簿書類等の保存を求めた税務手続に関しては、電子申告の義務化や電磁的記録による保存等を認める等の改正が行われている。キャッシュレス化を踏まえた税務手続の電子化の今後の方向性等を考察する上で、留意すべき事項等を整理するため、大法人等の電子申告の義務化、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下、「電子帳簿保存法」という。)等に基づく帳簿書類等の電磁的記録による保存等及び輸出免税手続の電子申請等の義務化といった3つの税務手続を素材として整理を試みる。

1 大法人等の電子申告の義務化

(1) 制度の概要

税法上、申告書は書面での提出が原則である(国税通則法(以下、「国税通則法」又は「税通」という。)17条)が、平成30年度税制改正において、令和2年4月1日以後の事業年度に関して、大法人(資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人等)等の特定法人(法人税法(以下、「法人税法」又は「法税」という。)75条の3第2項)の法人税や消費税

⁽⁵⁾ 関連する制度の沿革等の整理については、例えば、佐藤英明「情報通信技術の進展と税務行政 — 沿革と現状」論究ジュリスト 26号 (2018年) 68頁。税務手続における電子化の取組の現状や今後の課題等については、例えば、佐藤兼一「デジタル手続法を踏まえた税務手続の電子化」税理62巻10号 (2019年) 2頁。

⁽⁶⁾ 書類の提出等の稅務手続の電子化については、源泉徴収関係書類の電磁的方法による提出 (所税 198 条 2 項等) 等の種々の制度が設けられているが、本稿で検討の対象とした 3 つの制度以外の他の制度については、割愛する。

の申告書については、電子申告により提出が義務とされた(法税75条の3、消費税法(以下、「消費税法 又は「消税 という。)46条の2等)。

また、電子申告が義務化された大法人等が書面での申告を行った場合であっても、災害等の場合(法税75条の4等)を除き、当該申告は税法上の申告と扱われず、当該法人に対して、無申告加算税(税通66条)が賦課されることから、大法人税等の電子申告の義務化は行政上の制裁を伴った措置である。

具体的な手続に関して、特定の法人が電子申告の対象となるか否かの指定や通知等は行われず、電子申告の義務が課されている大法人等は、電子申告を行う上で、あらかじめ届け出として、「e-Tax による申告の特例に係る届出書」を税務署長に提出しなければならない(法税 75 条の 3、法人税法施行規則 36 条の 3 の 2 等)。また、電子申告が困難であり、書面による申告を行う場合には税務署長の承認が必要とされている(法税 75 条の 4 等)。さらに、原則として、申告書のみならず、法人税法 74 条等の規定する添付書類も電子申告の義務化の対象とされている(法税 75 条の 3 第1 項等)。

^{(7) 「}電子申告の義務化についてよくある質問」において「電子申告の義務化の対象法人が 書面により提出した場合はどうなりますか。」に対する答えとして「電子申告の義務化の 対象となる法人が、e-Tax により法定申告期限までに申告書を提出せず、書面により提出 した場合、その申告書は無効なものとして取り扱われることとなり、無申告加算税の対象 となります」との説明(国税庁 HP(https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/gimuka/ 18.htm [最終確認日:2020年5月28日]))。

^{(8) 「}電子申告の義務化の対象法人となった場合、所轄税務署から通知等はされるのでしょうか。」(国税庁 HP(https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qa/gimuka/10.htm [最終確認日:2020年5月28日]))。

^{(9)「}電子申告の義務化の対象となる書類には、申告書だけでなく、申告書に添付する必要がある書類も含まれるのでしょうか。」(国税庁 HP (https://www.e-tax.nta.go.jp/toia wase/qa/gimuka/12.htm [最終確認日: 2020 年 5 月 28 日]))。

なお、「法人の e-Tax の利便性向上を図る観点」や「財務諸表や勘定科目内訳明細書など他の税目に比べて添付書面等が多様・大量であること」から、添付書類については、光ディスクでの提出も行うことができるとの改正が行われた(法税 75 条の 3 第 1 項ただし書)との説明(「平成 30 年度税制改正の解説」(以下、「平成 30 年度税制改正解説」という)1057 頁(財務省 HP(https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2018/explanation/pdf/p1044-1093.pdf [最終確認日: 2020 年 5 月 28 日]))。

このような大法人等に係る電子申告の義務化の創設の理由等として、例えば、「企業活動におけるICTの利用が広がる一方で、ICTで作成された申告データが必ずしもデータのまま国税当局に提出されていない状況が課題」であったことが示されている。また、「税務手続においても、ICTの活用を推進し、データの円滑な利用を進めることにより、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点」として、社会全体のコスト削減と企業の生産性向上を図ることが電子申告の義務化の目的として強調されている。

電子申告の利点(メリット)として、まず、税務当局(行政)において、文書コストの削減等による税務行政の効率化が、また、納税者において、電子申告に対応するソフトの利用により、事務の省力化とペーパーレス化につながること、あるいは、書類の保存に係るコストの削減が示されている。さらに、納税に係る時間の削減や還付の期間が短縮される点も納税者の利点として示されている。

⁽¹⁰⁾ 平成 30 年度税制改正解説·前掲注(9)1049 頁。

⁽¹¹⁾ 同上。

^{(12) 「}改革の方向性には賛同する。」としつつもも「ただし、電子申告の義務化は、あくまでも行政手続コストを削減するための手段であって、それ自体が目的ではないということにも留意すべき」とした上で、「本件に関する議論の手順としては、まず、現状、紙又は電子媒体で提出している各種申告書・添付書類について、真に提出が必要が否かの確認を行うべきである。適正課税を確保するため企業からの提出が必要不可欠な書類以外は、この機会に申告時の提出を省略し、保存義務へと転換することも考えられる。」や「電子申告義務化の対象となる大法人の定義についても、企業の実態を踏まえた制度設計が求められる。」との提言が示されている(一般社団法人日本経済団体連合会「平成30年度税制改正に関する提言」(2017年9月19日)(一般社団法人日本経済団体連合会 HP (https://www.keidanren.or.jp/policy/2017/067_honbun.html#s1 [最終確認日:2020年5月28日]))。

^{(13) 「}国税庁レポート (2019)」17頁 (国税庁 HP (https://www.nta.go.jp/about/introducti on/torikumi/report/report2019/pdf/2019_05.pdf [最終確認日:2020年5月28日]))。電子申告の長所の一つが税務行政の効率化・迅速性にあるとの指摘(高野・前掲注(4)20頁)。

^{(14) 「}法人税、電子申告を義務に、財務省・国税庁、事務負担軽く、19年度にも実施」(日本経済新聞2017年4月20日)。

⁽¹⁵⁾ 同上。

電子申告の義務化の対象が大法人等に限定されている理由に関しては、例えば、「特定法人の範囲については、e-Tax による申告書の提出を行うに当たっては、システム面での投資を要する法人も存在することを踏まえ、財務基盤が一定程度安定している法人に限定することが適当であると考えられたものです。」と説明されている。このように電子申告の義務化に伴う一定の投資や負担に耐えることのできる財務基盤を有することが義務化の対象者に求められることから、平成30年度税制改正において、中小法人や個人事業者等が電子申告の義務化の対象から除外されたと考えられる。ただ、今後、中小法人等も大法人等と同様、電子申告の義務化の対象とされる可能性は否定できないと思われる。

(2) 制度の特色に係る整理等

上記の制度の概要等を踏まえると、法人税等の電子申告の義務化の枠組

⁽¹⁶⁾ 平成 30 年度税制改正解説·前掲注 (9) 1053 頁。

^{(17) 「}中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告 (e-Tax) の利用率 85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告 (e-Tax) の利用率 100%」との説明(財務省「2019年3月末改定『行政手続コスト』削減のための基本計画」3頁(「行政手続コスト削減のための基本計画の改定について」(令和元年6月28日)財務省 HP(https://www.mof.go.jp/about_mof/other/e-j/kokuzei201903.pdf [最終確認日:2020年5月28日]))。

⁽¹⁸⁾ 電子申告を奨励するため、平成 19 年度税制改正において、個人の電子申告に係る所得税額の特別控除制度が創設されたこと(「平成 19 年度 税制改正の解説」203 頁(国立国会図書館 HP(https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P193-P212.pdf [最終確認日:2020年5月28日]))、金子宏『租税法 第23 版』(弘文堂、2019年)925 頁)、中小法人が負担するコストを想定し、何らかのインセンティブを付与する政策が必要との主張(酒井啓司「税制改正大綱を評価する ― 納税環境整備 ― 」税研199号(2018年)64 頁)を踏まえると、中小法人の電子申告の義務化に伴う負担への配慮の一つとして、税額控除等の一定の措置が義務化と同時に創設される可能性が考えられる。

なお、「行政手続簡素化の3原則(デジタルファースト原則、ワンスオンリー原則、書式・様式の統一)を踏まえ、中小企業および行政双方の事務負担を軽減する観点から、以下に掲げる措置を講じるべきである。」(日本商工会議所「令和2年度税制改正に関する意見」(2019年9月18日)27頁(https://www.jcci.or.jp/r2honbun.pdf [最終確認日:2020年5月28日]))とされており、また、クラウド型システムからの申告に対応した開発環境が提供され、民間ソフトウェアによる申告が可能となる旨の提言(同頁)や地方税の手続(同28頁)を含め、中小事業者における一定以上の事務負担軽減が図られる場合との言及も考慮すると中小法人が義務化の対象となる可能性は否定できないと考えられる。

みの特色を以下のように整理できる。第1に、国と納税者である大法人等との関係における手続が電子化(義務化)されるものであり、当該手続の電子化(義務化)により影響を受ける者は、国を含め大法人等である。第2に、電子申告の義務化により生じる一定の費用等を大法人等が負担しなければならない。第3に、電子申告の義務化は、義務違反に対する附帯税といった行政上の制裁を伴い進められるものである。ただ、第4に、事務の省力化等の一定の負担の軽減を大法人等は享受できるとされていることを挙げることができる。

2 電子帳簿保存法等に基づく帳簿書類等の保存

(1) 電子帳簿保存法に基づく帳簿書類等の保存の概要等

所得税法や法人税法等において、納税者は帳簿書類等の一定の書類について、原則、紙媒体による保存が必要とされている(所得税法(以下、「所得税法」又は「所税」という。)148条、法税126条等)。ただ、社会の高度情報化・ペーパーレス化が進展する中、会計処理の分野においてコンピュータを使用した帳簿書類等の作成が普及する中、帳簿書類等の電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム(以下、「電磁的記録等」という。)による保存を容認するよう要望が示された。

このような要望を踏まえた規制緩和推進計画等に対応する形で、平成 10年度税制改正において、帳簿書類等の電磁的記録等による保存制度に 関して、納税者の帳簿書類等についての保存の負担軽減を図る観点から、

⁽¹⁹⁾ 電子申告の義務化への対応に関連して、大法人等の取引先が何らかの影響を受ける可能性は否定できないと思われる。

⁽²⁰⁾ 高野俊信「逐条解説 電子帳簿保存法」(税務経理協会、1998年)3頁。

⁽²¹⁾ 高野·前掲注(20)4頁。

^{(22) 「}情報化が進展し、コンピュータで会計処理を行う納税者が増加するとともに、取引のペーパーレス化も急速に普及しつつある中で、いつまでも帳簿書類について紙の形で保存することを求めることは、現実的でないばかりでなく、納税者に過度の負担を強いることにもなりかねません。」(「平成10年度税制改正に関する答申」(平成9年12月16日)) (内閣府 HP (https://www.cao.go.jp/zei-cho/history/1996-2009/etc/1997/zeicho1.html [最終確認日:2020年5月28日]))。

帳簿書類等の電磁的記録等による保存や電子取引の取引情報に係る電磁的 記録の保存を規定した電子帳簿保存法が創設された。

電子帳簿保存法に基づく帳簿書類等の電磁的記録等に係る保存制度の概要は、次の通りである。

第1に、電子帳簿保存法は、帳簿書類等の保存期間等を定めず、各税法が規定する保存すべき帳簿書類等の内容や帳簿書類等の保存期間等を前提としている(電子帳簿保存法3条)ことから、電子帳簿保存法は帳簿書類等の保存方法の特例であると位置づけられている。

第2に、上記1の大法人等の電子申告の義務化とは異なり、納税者である法人等の保存義務者は帳簿書類等を電磁的記録等により保存する義務はなく、保存義務者の選択(申請)によるものであり、また、税務署長等の承認を要するものである(電子帳簿保存法4条)。

具体的には、保存義務者が作成する書類の種類や書類の作成の主体等の 違いにより、保存に係る要件等が、次のように定められている。

第1の類型としては、納税者等の保存義務者(電子帳簿保存法2条4号)が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して国税関係帳簿書類(国税関係書類)を作成し、税務署長等の承認を受けたときは、真実性の確保と可視性の確保といった一定の要件の下で、書類での保存等に代え

⁽²³⁾ 電子帳簿保存法は、規制緩和のための施策の一環であり、納税者に新たな義務を課すという発想はなじみにくいものであったとの見解(佐藤英明「電子メディア等による帳簿記録保存制度の課題と展望」租税法研究27号(1999年)46頁)。

⁽²⁴⁾ 高野·前掲注(20)4頁。

⁽²⁵⁾ 酒井克彦編著『スマート税務行政でこう変わる キャッチアップ デジタル情報社会の 税務』(ぎょうせい、2020年) 133 頁。

⁽²⁶⁾ 金子·前掲注(18)922頁。

⁽²⁷⁾ 国税関係帳簿書類の具体例として、仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売上帳、仕入帳等が該当する (課法 5-4 ほか平成 10 年 5 月 28 日 (改正令和元年 7 月 1 日)「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」法第 4 条 ((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 4-2 (1))。

⁽²⁸⁾ 真実性の確保と可視性の確保の概要については、「電子帳簿保存法上の電子データの保存要件」国税庁 HP (https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/05.htm [最終確認日:2020年5月28日]))。

て、当該国税関係帳簿書類(国税関係書類)の全部又はその一部を電磁的 記録等により保存することができる(電子帳簿保存法 4 条 1 項、2 項)場 合である。

第2の類型として、保存義務者は、棚卸表等の一定の書類(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則(以下、「電子帳簿保存法施行規則」という。)3条3項)を除き、受領した注文書、領収書、見積書、請求書等の国税関係書類の一部又は全部をスキャナにより、税務署長等の承認を受けたときは、真実性の確保と可視性の確保といった一定の要件の下で、書類での保存等に代えて、当該国税関係書類に記載されている事項を電磁的記録等により保存することができる(電子帳簿保存法4条3項)場合である。

第3の類型としては、原則、電子取引に関する取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない場合である。所得税及び法人税に関しては、保存義務者が電子取引を行った場合、当該取引に係る領収書等に相当する取引情報に関しては、取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない(電子帳簿保存法 10条)。

電磁的記録等による保存の利点としては、帳簿書類等の紙媒体での保存の場合と比較して、経費とスペースの負担を軽減できることが示されている。ただ、電子帳簿保存法においては、納税者等の保存義務者の利便性を確保しつつも真正性の確保等を担保することが目指されており、また、帳

⁽²⁹⁾ 課法 5-4 ほか平成 10 年 5 月 28 日 (改正令和元年 7 月 1 日)「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」法第 4 条 ((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)) 関係 4-2 (3)。

⁽³⁰⁾ ペーパーレス取引において、領収書等の書面の授受が行われず、データがやり取りされるだけであり、領収書等の原始記録の行われない結果となりかねない状況にあったことから、電子帳簿保存法 10 条の保存義務が創設された旨が説明されている(高野・前掲注(20)160頁)。ただ、同条において、消費税等が除外された理由等については、説明されていない(同上)。

⁽³¹⁾ 金子・前掲注 (18) 922 頁。例えば、電磁的記録による保存に移行することにより、紙 媒体による保存と比較して、コスト (電磁的記録等によるコスト増を除き) が4分の1に なるとの推計を紹介(高野・前掲注(20)7頁)。

⁽³²⁾ 福浦幾巳「テクノロジーの進展と電子帳簿保存法の抱える課題」税研 209 号 (2020 年) 21 頁。

簿書類等の電磁的記録等による保存が義務化されていないことからも、例 えば、納税者等は利便性と電子帳簿保存法における要件とを利益考慮して 選択するとの整理が示されている。

電子帳簿保存法に基づく帳簿書類等の電磁的記録等による保存に対する評価等に関して、例えば、国税関係帳簿書類(「国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿」)(電子帳簿保存法2条2号)についての電磁的記録等による保存は、一部の国税関係帳簿書類について承認を受けることもできることから、中小の事業者の利用が可能であり、利便性が高く、一定の完成形に達しているとの見解が示されている。

また、中小企業基本法 2 条 5 項に規定する従業員 20 人以下の小規模企業者に該当する事業者への配慮に関して、税理士による検査により、国税関係書類の作成・受領、国税関係書類の入力等に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互けん制が機能する事務処理の体制がとられていることが必要であったとの相互けん制要件を緩和(電子帳簿保存法施行規則 3 条 5 項 4 号)した平成 28 年度税制改正に対して肯定的な評価が示されている。

さらに、スマートフォン等によるスキャナ保存が可能とされた等のス

⁽³³⁾ 福浦·前掲注(32)18頁。

⁽³⁴⁾ 課法 5-4 ほか平成 10 年 5 月 28 日「電子帳簿保存法取扱通達の制定について」4-2 (承認を受けることができる国税関係帳簿書類の単位)。

⁽³⁵⁾ 上西左大信「電子帳簿保存法の現状と課題」税研191号(2017年)65-66頁。

^{(36) 「}平成 28 年度税制改正の解説」(以下,「平成 28 年度税制改正解説」という) 890 頁 (国立国会図書館 HP (https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10404234/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/explanation/pdf/p0857_0902.pdf [最終確認日: 2020 年 5 月 28 日]))。

なお、「より一層の制度の普及定着を図るために、適正事務処理要件の規定に際しては、課税の公平を保ちつつ、中小法人や個人事業者にも配慮したものとすべきである。」との提言がされていた(日本税理士会連合会「平成28年度・税制改正に関する建議書 平成27年6月25日」4頁)(日本税理士会連合会ホームページ(https://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads//doc/nichizeiren/proposal/taxation/tax_reform/kengisyo-H28.pdf [最終確認日:2020年5月28日]))。

⁽³⁷⁾ 上西·前掲注(35)69頁。

キャナによる保存の要件を緩和した平成28年度税制改正については、適切な改ざん防止措置を講じた上で、利用者の更なる利便性の向上を図る観点から行われた改正であるとされており、また、当該改正は有意であるとの見解が示されている。

このような改正に関して、例えば、スキャン保存に係る累計の承認件数(申請件数)(法人税・消費税)については、2,453件(1,034件)(平成30年度(令和元年6月末))、1,465件(737件)(平成29年度(平成30年6月末))、760件(574件)(平成28年度(平成29年6月末))、248件(199件)(平成27年度(平成28年6月末))、125件(20件)(平成26年度(平成27年6月末))、111件(10件)(平成25年度(平成26年6月末))であり、平成27年度税制改正の要件緩和(平成27年9月30日以後の申請分)や平成28年度税制改正の要件緩和(平成28年9月30日以後の申請分)以後、累計の承認件数と各年度の申請件数が増加している。このような承認件数等の増加に関して、例えば、改正によりスキャン保存制度が利用しやすくなったことにより、制度に対応した市販ソフトの増加が要因であるとの分析が示されている。

次に、電子帳簿保存法が規定していない消費税に係る電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に係る制度を概観する。

⁽³⁸⁾ 平成28年度税制改正解説・前掲注(36)891頁。「申告納税の電子化に加えて、電子帳簿保存法における承認申請やスキャナ保存に関し、企業内情報のデジタル化の推進及び保存義務者の負担軽減等の観点から見直しの検討を進めることが必要となる。」との提言が示されている(一般社団法人日本経済団体連合会「平成31年度税制改正に関する提言」(2018年9月18日)(一般社団法人日本経済団体連合会 HP(https://www.keidanren.or.ip/policy/2018/073 honbun.html#s1 [最終確認日:2020年5月28日]))。

⁽³⁹⁾ 上西·前掲注(35)68-69頁。

⁽⁴⁰⁾ 国税庁 統計情報 (電子帳簿保存法に基づく電磁的記録による保存等の承認状況 (平成30年度から平成25年度)) (国税庁 HP (https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/tokei.htm [最終確認日:2020年5月28日]))。

⁽⁴¹⁾ 酒井・前掲注 (25) 155 頁-156 頁【畑中孝介執筆】。平成 27 年度税制改正と平成 28 年度税制改正によりスキャナ保存制度が実務でようやく使える段階になったとの整理 (上西・前掲注 (35) 70 頁)。

(2) 消費税に係る電子取引の取引情報の電磁的記録の保存

電子帳簿保存法 10条は、電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存の対象について、所得税と法人税に係る保存義務者に限定している。したがって、電子帳簿保存法は、消費税に係る電子取引に適用されないことから、電子取引に係る電磁的記録の保存と消費税との関係については、消費税法の規定に基づくこととなる。ただ、消費税法上、適格請求書等保存方式の適用前後で規定が異なることから、以下、適格請求書等保存方式が適用される令和5年10月1日の前後に分けて、制度を概観する。

(i) 適格請求書等保存方式の適用前の制度の概要

事業者がインターネットや電子データの交換等のいわゆるペーパーレスにより、発注等を行い、電子データにより発注等の内容の保存を行っている場合、消費税法30条等に規定される請求書等の書類が存在しない。このような場合、請求書等に記載されるべき「書類の作成者の氏名又は名称」や「課税資産の譲渡等を行った年月日」等の法定事項(消税30条9項等)がデータにより提供(交換)される場合、「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」(消費税法施行令(以下、「消税令」という。)49条1項2号)に該当し、「やむを得ない理由」(電子データの交換等による取引であること等)、課税仕入れの相手方の住所等を記載して保存する場合、仕入税額控除を適用できる(消税令49条1項2号括弧書、消費税法基本通達11-6-3)とされている。ただ、消費税法上、仕入税額控除の適用に係る請求書等に関して、書類の交付や書類の保存が原則とされ、電子データによる保存は例外的な方法として位置付けられている。

⁽⁴²⁾ 酒井·前掲注(25)91頁-92頁【芹澤光春執筆】。

⁽⁴³⁾ 例えば、該当する事例として「EDI取引を行った場合の消費税法第30条第7項の適用 関係について」(国税庁 HP (https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/bunshoka ito/shohi/200321/01.htm [最終確認日:2020年5月28日])) や「インターネットを通じ て取引を行った場合の仕入税額控除の適用について」(国税庁 HP (https://www.nta.go. jp/law/shitsugi/shohi/18/11.htm [最終確認日:2020年5月28日])) が公開されている。

(ii) 適格請求書等保存方式の適用後の制度の概要

適格請求書等保存方式において、事業者が仕入税額控除を適用する上で、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書の保存が必要とされる(消税30条9項)。適格請求書に関しては、書類の交付に代えて、適格請求書の記載事項に係る電磁的記録(以下、「電子インボイス」という。)を提供することができる(消税57条の4第5項)。また、仕入税額控除の要件となる保存すべき請求書等として、適格請求書又は適格簡易請求書に代えて提供する電磁的記録(消税30条9項2号)が消費税法30条7項に規定する請求書等に含まれている。このように、適格請求書に関して、電子インボイスの保存が仕入税額控除の要件であることが明確に規定されている。これらの規定は、電子インボイスによる保存が紙媒体による保存と同じ位置付けであることを明らかにしていること、つまり、電子インボイスによる保存が仕入税額控除の適用に対応する保存の原則的な方法として位置づけられていると考えられる。

^{(44) 「}納税者の利便性の更なる向上を図りつつ、同時に取引や申告の段階から正確な手続を行うことができるような仕組みを構築する観点からは、電子的に授受された請求書や領収書等のデータがそのまま帳簿データに反映されることが望ましい。また、事後的な検証も可能となるよう、それらのデータが適正な形式で保存されることは、令和5年10月以降、原則として全ての消費税課税事業者に適用される適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の円滑な実施にも資すると考えられる。」(政府税制調査会「令和元年9月経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(以下、「令和時代の税制のあり方」という。)21頁(内閣府 HP (https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/1zen28kail_2.pdf [最終確認日:2020年5月28日]))と示されていることから、今後の方向性としては、紙媒体による保存よりも電子インボイスによる保存が基本とされる流れが加速されるのではないかと考えられる。

なお、従前から、適格請求書の導入により、いわゆる免税事業者が取引から排除される 懸念が示されている(金城久美子「適格請求書等保存方式の導入を見直すこと」税研 204 号 (2019 年) 82 頁)。このような懸念に関連して、電子インボイスが保存すべき請求書等 の範囲に明確に含まれることから、今後の種々の状況の変化等によっては、税務上の理由 以外からも電子インボイスを発行できない事業者が取引から排除される可能性が高まるこ とは否定できないものと思われる。例えば、新型ウィルス感染防止や生産性向上の観点か ら「取引先との契約はペーパーレスの電子契約のみとする」等との企業の方針が紹介され ている(「経営の視点 コロナ機にデジタル推進を そのハンコ必要ですか」日本経済新聞 2020 年 5 月 18 日朝刊 5 面)。

⁽⁴⁵⁾ 電子取引については、電子帳簿保存法においてデータの保存が必要とされていたことか /

さらに、電子インボイスに関しては、平成30年度税制改正において、 「当初、適格簡易請求書については、電磁的記録による提供の対象外と なっていましたが、いわゆる電子レシートの普及の実態等を踏まえ、今般 の改正(中略)により、その記載事項に係る電磁的記録を提供することが できることとされました。」として、適格簡易請求書に関しても電子イン ボイスによる提供が認められることとなった(消税57条の4第5項)。ま た、電子インボイスの提供を受けた場合、電磁的記録を出力することより 作成した書面により保存が認められること(消税30条7項、消税令50条 1 項、消費税法施行規則(以下、「消税規」という。) 15 条の 5 第 2 項)、 さらに、「適格請求書等の記載事項に係る電磁的記録を受領した場合の仕 入税額控除のための当該電磁的記録の保存方法として、当該電磁的記録を 書面により出力したものを保存する方法も認められることとされたため、 必ずしも電磁的記録で保存する必要がなくなったこと等を踏まえ、適格請 求書等の記載事項に係る電磁的記録を提供する場合にあらかじめ課税資産 の譲渡等を受ける他の事業者の承諾を得ることとする要件は削除されまし た。」として、電磁的記録により適格請求書等の記載内容を取引先の承諾 を得ることなく、提供できる(消税57の4第5項)との改正が行われた。

[、] ら、適格請求書等保存方式においてもこれまでと変化がないとの説明(山田敏也「適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)の導入後における仕入税額控除方式 ── 欧州等のインボイス制度を参考に ──」税大論叢 98 号(2019 年)42 頁)。

⁽⁴⁶⁾ 平成 30 年度税制改正解説·前掲注 (9) 961 頁。

⁽⁴⁷⁾ 平成28年度税制改正時点において、電磁的記録によることの承諾を得ることや個別に電磁的記録を提供したりすることができないとした上で、「これらが可能であるなら、そもそも適格簡易請求書の交付を認める必要がない」と説明されていた(平成28年度税制改正解説・前掲注(36)816頁)。ただ、電磁的記録の受取側が対応できない場合、仕入税額控除の要件である請求書等の保存の有無を確認できない可能性があることから、取引先の承諾が必要とされた理由の一つではないかと思われるが、あらかじめ承諾が得ることが必要とされた理由等については、明確に示されていなかった。

⁽⁴⁸⁾ 平成 30 年度税制改正解説·前掲注 (9) 961 頁。

⁽⁴⁹⁾ EUにおける議論として、電子インボイスの利用を阻害している要因を取り除くためには、電子インボイスの利用に顧客側の承認を要求する規定を廃止することが必要との見解への言及(渡辺智之「国際税制研究 電子インボイスをめぐる EU の動向」税務弘報 61 巻 7 号 (2013 年) 120 頁)。

なお、電子インボイスの交付を受けた事業者は電磁的記録のまま保存することについては、電子帳簿保存法に基づく税務署長等の承認は必要とされていない(消税30条9項)。

上記の平成30年度税制改正における適格簡易請求書に係る改正に関しては、例えば、「レシートの電子化を進めるためのフォーマットの統一化等の環境整備を本年度内に行う。」との政府におけるキャッシュレス化を推進する方針を踏まえたものであるとの整理が示されている。

また、事業者の利便性の観点から「適格請求書等に誤りがあった場合、発行事業者に修正してもらう必要があるが、交付・修正等の効率化の観点から、電子インボイスを選択する事業者が増えると見込まれる」との見解が示されている。

(3) 制度の特色に係る整理

上記の制度の概要等を踏まえると、電子帳簿保存法に基づく電磁的記録 等による保存や消費税法に基づく電子インボイスの保存等の枠組みの特色 を以下のように整理できる。

電子帳簿保存法に基づく電磁的記録等による保存に関しては、第1に、 国と納税者等の保存義務者との関係における手続が電子化されるものであ

 [「]未来投資戦略 2017 — Society 5.0 の実現に向けた改革 — 平成 29 年 6 月 9 日」
64 頁 (https://www.kantei.go,jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2017.pdf [最終確認日:2020年5月28日])。同資料の2017年度中において「電子レシートのフォーマットの統一化等の環境整備」(中短期工程表「FinTech の推進等」③30頁)とされている。

なお、電子レシートとは「電子レシートは、従来、紙で発行されていたレシートを、スマホアプリ等を通じて電子的に発行する仕組みです。」(経済産業省 HP(https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/smartsupplychain.html [最終確認日:2020年5月28日]))との説明。

⁽⁵¹⁾ 酒井·前掲注(25)95頁-96頁【芹澤光春執筆】。

⁽⁵²⁾ 酒井·前掲注(25)96頁【芹澤光春執筆】。

⁽⁵³⁾ 電子インボイス等の電子化に関して、中小事業者への配慮をしつつ、漸進的に進めるべきとの見解(田中治「インボイス方式の導入に伴う法的課題」税研197号(2018年)52頁)、中小事業者の情報の電子化の推進のための方策として、適格請求書等にQRコードを同時に印刷するといった適格請求書にQRコードを付加することや適格請求書等のQRコード規格化を国が支援すべきとの提案(岸田賢次「適格請求書等にQRコードを付加する重要性」税研211号(2020年)104頁)。

り、影響を受ける関係者は、主として保存義務者である。第2に、制度上、 帳簿書類等の電磁的記録等の保存は義務ではなく、保存義務者の選択によるものであり、また、帳簿書類等の電磁的記録等の保存により生じる一定 の費用等を保存義務者が負担しなければならない。第3に、統計資料等も 考慮すると、電子化により一定の負担の軽減を納税者は享受できることを 挙げることができる。特に、第3点目の負担の軽減に関して、例えば、ス キャナ保存の要件緩和等の改正が行われた電子帳簿保存法の動き等を踏ま えると、「企業等の業務プロセスの簡素化・効率化や誤りの未然防止等を 図る観点から、企業等の規模や業種に応じた経理・税務手続の実態を踏ま えた上で、データの適正性の確保にも配慮しつつ、電子帳簿等保存制度の 見直しを進めるべきである」とされているように、保存義務者の負担等を 踏まえつつ、帳簿書類等の電磁的記録等の保存に係る制度の整備が進めら れていたものと思われる。

上記のような特色は、電子インボイスの保存等の消費税法上の枠組みにおいても共通するものと解されるが、加えて、納税者のみならず当該納税者の取引先である事業者等の効率化や負担等も踏まえつつ、消費税法上の制度の改正が進められたのではないかと考えられる。

3 輸出物品販売場における輸出免税手続の電子申請等の義務化

(1) 制度の概要

消費税法上、輸出物品販売場における外国人旅行者への物品の販売については消費税を免税することが規定されている(消税8条)。当該物品に係る消費税の免税に関して、消費税法上、輸出物品販売場を経営する事業者に一定の記録を求めること等が規定されており、例えば、平成30年度

⁽⁵⁴⁾ 保存義務者の取引先が影響を受ける場合が生じることは否定できないと思われる。

⁽⁵⁵⁾ 令和時代の税制のあり方・前掲注(44)21頁。

⁽⁵⁶⁾ 一般論として、電子インボイスにより、取引の効率化と事務負担の軽減につながるとの 説明(渡辺・前掲注(49)114頁)や調査結果として、事務負担の軽減等に加えて、顧客 による支払迅速化が紹介されている(同上115頁)。

税制改正前の制度の概要については、「事業者は、パスポート等により購入者が非居住者であることを確認し、『購入記録票』をパスポート等に貼り付けるとともに、提出された『購入者誓約書』を保存することで消費税の免税の適用を受けることができるという制度」と説明されている。

このような一定の書類の保存等に関して、平成30年度税制改正において、免税販売手続を簡略化すべく、免税販売に係る情報等の保存も原則電磁的記録によるといった電子手続が義務化された(消税令18条)。

具体的には、輸出物品販売場を経営する事業者は、外国人旅行者から旅券等の提示を受け、その提示を受けた旅券等に記載された情報及びその外国人旅行者の購入の事実を記録した電磁的記録を、電子情報処理組織を使用すること(電子申請)により、やむを得ない事情がある場合を除き、遅滞なく国税庁長官に提供しなければならないことが規定されている(消税令18条6項等)。

また、輸出物品販売場を経営する事業者は外国人旅行者(非居住者)によって購入されたことを証する書類や電磁的記録に関して、原則、電子帳簿保存法8条1項等の要件に従って保存しなければならないこと(消税8条2項、消税令18条14項、消税規7条2項)、購入者に対して、免税の対象となった購入した物品が輸出するため購入されるものである旨等を説明することが義務化された(消税令18条10項)。

上記の輸出物品販売場における輸出免税手続に係る電子手続の義務化に関しては、先行して改正が行われていた。具体的には、平成28年度税制改正において、「当該誓約書の保存が負担となっているという声があることを踏まえ」との事業者の要望等を踏まえ、「外国人旅行者が購入者誓約書に署名することに代わり、携帯型端末等を用いて電子的に署名することにより、そのまま電磁的記録として輸出物品販売場を経営する事業者に対

⁽⁵⁷⁾ 宮川博行「消費税の免税制度に関する一考察 — 輸出物品販売場制度の在り方を中心として — | 税大論叢 64 号 (2010 年) 104 頁。

⁽⁵⁸⁾ 平成 30 年度税制改正解説·前掲注 (9) 950 頁。

⁽⁵⁹⁾ 平成 28 年度税制改正解説·前掲注 (36) 840 頁。

して情報提供することが可能となります。」として、外国人旅行者が購入した物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類の記載等に関して、電磁的記録の提供によってできる等との改正が行われていた(消税18条3項)。

さらに、平成30年度税制改正によって設けられた外国人旅行者に対する周知義務に関して、例えば、「電子化に対応した免税販売手続を行う際、購入者に対して、次の事項をリーフレット等の交付・掲示等の方法により説明する」との例示に見られるように、実質的には事業者に過度な負担を求めるものではないと考えられる。

なお、「2020年4月から運用開始予定の免税販売手続きの電子化については、円滑な制度導入に向けて、事業者に対する丁寧な説明および一層の周知が必要である。」との見解も踏まえると、輸出物品販売場を経営する事業者から、電子手続の義務化に対して反対意見は明確に示されていないと考えられる。

加えて、輸出物品販売場の利用者である外国人旅行者の意見として「購入記録票を外国人旅行者等のパスポートに貼り付けるなど紙ベースの書類を使用しているが、外国人旅行者等からはパスポートに購入記録票を貼り付ける方式が不評であるとも聞いている。」や「外国人旅行者からの『購入記録票の貼付け等に伴い旅券等が汚損する』という声」のように、制度

⁽⁶⁰⁾ 同上。

^{(61) 「}輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」国税庁 HP(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm [最終確認日: 2020 年 5 月 28 日]))。

⁽⁶²⁾ 日本商工会議所「令和 2 年度税制改正に関する意見」(2019 年 9 月 18 日) 19 頁 (https://www.jcci.or,jp/r2honbun.pdf [最終確認日:2020 年 5 月 28 日]))。

⁽⁶³⁾ 公式の説明ではないが「税関手続については、旅具について関税法の規定に基づく申告が義務付けられているものの、厳格な運用は行われていないとのこと」(宮川・前掲注(57)148頁)や「すべての購入記録票が提出されるという実態は考えづらい。」(宮川・前掲注(57)149頁)との見解を踏まえると、出国時に税関当局が購入記録票を厳格に確認している実態があったとは言えず、免税の枠組みにおいて、購入記録票の提出を維持しなければならないとは言い難いと解されたことから、購入記録票の提出が廃止されたのではないかと思われる。

⁽⁶⁴⁾ 宮川·前掲注(57)202頁。

⁽⁶⁵⁾ 平成 30 年度税制改正解説·前掲注 (9) 949 頁。

改正の必要性が制度に関係する外国人旅行者から示されていたことが言及 されている。

このような点を踏まえると、輸出物品販売場の事業者の取引先である外国人旅行者に関して、外国人旅行者がその所持する旅券等に購入記録票の貼付けを受け、当該旅券等との間に割印を受けること等(改正前消税 8 条、改正前消税令 18 条)が必要とされなくなったことは上記の要望に沿ったものであると言える。

なお、制度上、輸出物品販売場の事業者への旅券の提示(消税令 18 条 2 項 1 号口)は必要とされているが、例えば、「輸出物品販売場において、非居住者から提示を受けた旅券の番号、非居住者の氏名等の所定の情報をパスポートリーダー等で読み取る」ことで、制度の対応としては十分であるとされている。また、外国人旅行者の税関長等への旅券の提示義務(消税令 18 ⑤)が新たに設けられたが、出国時、通常、外国人旅行者は旅券を所持していることから、実質的に、新たな提示義務は、外国人旅行者に負担を求めるものではないと考えられる。

(2) 制度の特色に係る整理等

上記の制度の概要等を踏まえると、輸出物品販売場における輸出免税手続の電子申請等の義務化の枠組みの特色を以下のように整理できる。第1に、主として、国と輸出物品販売場を経営する事業者との関係における手続が電子化されるものであり、制度の改正の影響を受ける関係者は、主として、当該事業者であるが、制度上、当該事業者の取引先である外国旅行者も何らかの影響を受ける。ただ、外国人旅行者に新たに設けられた旅券の提示義務等は、実質的な負担を外国人旅行者に求めるものではないことから、制度の改正は、外国人旅行者に影響を実質的にもたらすものではないと考えられる。第2に、電子手続の義務化により生じる一定の費用等を事業者が負担しなければならない。第3に、電子手続を行わない場合、原

⁽⁶⁶⁾ 国税庁消費税室「輸出物品販売場制度に関する Q&A 平成 30 年 6 月」24 頁(国税庁 HP(https://www.nta.go,jp/publication/pamph/shohi/menzei/pdf/201806.pdf [最終確認 日:2020 年 5 月 28 日]))。

則、事業者の当該取引が輸出免税の対象とされないことから、税額の還付等が行われないといった、義務違反に対して一定の不利益を伴う形で電子手続が義務化されたことは否定できない。ただ、第4に、事務の省力化等の一定の負担の軽減を事業者は享受できるとの点を挙げることができる。

なお、外国人旅行者の旅券等の確認に関して、パスポートリーダー等で 読み取りを行うといった電子的に確認作業を行うこと、つまり、輸出免税 の対象となる非居住者であるとの確認を電子的に確認した輸出物品販売場 の事業者に対して、旅券等の確認が不十分であることのみを理由として、 更正処分を行うことは困難ではないかと解される。

⁽⁶⁷⁾ 電子申請により、事業者から国税庁長官に購入記録情報の提供が「遅滞なく」されない場合、免税販売手続の要件を満たさないことから、消費税が免税されないことに留意すべきとの説明(野川悟志「時事解説 消費税率アップと電子化義務で要チェック 輸出物品販売場における免税販売手続の留意点|税務弘報67巻13号(2019年)83頁)。

⁽⁶⁸⁾ 在留資格や上陸年月日等の旅券記載等に記載された情報(消税規6条1項一号)が電磁的に提供されること(消税規6条7項一号)から、一定の確認がされている状態においては、少なくとも過少申告加算税の賦課に関しては、「正当な理由」(税通65条)の該当性を検討する必要があると考えられる。

また、第1に、消費税法8条3項において、非居住者が輸出物品販売場で購入した物品 を輸出しない場合、原則として、税関長は、購入した者から消費税を徴収すること、ある いは、非居住者が居住者となった場合、居住地を所轄する税務署長が購入した者から消費 税を徴収することができる規定が設けられていること、第2に、平成30年度税制改正に おいて、電子申請等の義務化に併せて、輸出物品販売場において免税購入された輸出物品 に関する税関職員による消費税の調査に係る質問検査権が整備されたこと(税通74条の2 第1項四号イ)(平成30年度税制改正解説・前掲注(9)1090頁)により、国庫の損失 (免税分に相当する消費税)を税関長等が実質的に確保できる枠組みが設けられたこと、 第3に、旅券の番号、購入者の氏名及び生年月日が記載されていない購入者誓約書につい て、当該購入誓約書を提出した者が非居住者であることが確認できず、消費税法8条2項 に規定する書類に当たらないことから、輸出物品販売場の免税の適用はできないとした事 例(国税不服審判所平成22年6月14日裁決裁決事例集79集)を勘案すると、販売時点 において、事業者が旅券の確認等の一定の手続を電子的に行った場合、購入した物品を日 本国外に持ち出すことを予定していた非居住者(個人)、あるいは、非居住者であった個 人に対する物品の販売について、旅券番号等の確認を電子的に行った輸出物品販売場の事 業者に対して、旅券等の確認漏れのみを理由として、免税分に相当する消費税の納付を求 める更正処分を行うことは困難ではないかと解される。

仮に、上記のような解釈が可能である場合、義務化(電子化)された手続に沿って、輸出物品販売場の事業者が所定の内容を確認をしている限り、一定の場合、当該事業者に対して更正処分ができないことから、このような状況は、争訟の発生の可能性を軽減することを意味するものであり、結果として、手続の電子化は、その目的である社会全体のコスト削減に寄与するのではないかと思われる。

⁽⁶⁹⁾ 従来から論点とされていた「通常生活の用に供する物品」(消税令18条)に該当するかス

Ⅲ キャッシュレス化に踏まえた税務手続の電子化に係る留意事項等

上記で整理したように、最近のいくつかの税務手続の電子化に関しては、 大法人等の電子申告の義務化や輸出物品販売場における輸出免税手続の電 子申請等の義務化のような義務化の類型と電子帳簿保存法等における納税 者等の保存義務者に選択を認めるような選択制の類型に大きく分けること ができると考えられる。

ただ、いずれの類型においても紙媒体で行われた申告や帳簿書類等の保存等が電子化される場合、社会全体のコスト削減や行政の効率性の向上を図ることを目的としている点は共通していると言える。

また、各制度の特色等の整理を通じて、後者の選択制の類型のみならず、前者の義務化の類型(特に、輸出物品販売場における輸出免税手続の電子申請等の義務化)においても、納税者のみならず、制度の内容によっては、納税者の取引先等の関係者の利便性の向上等も十分に考慮することが制度を円滑に実施する上で必要とされることは共通しているのではないかと考えられる。

したがって、税務上の種々の手続の電子化を円滑に実施する上で、納税者のみならず、制度によっては、電子化される手続への納税者の取引先の対応能力等が、義務化の対象や範囲等の具体的な内容、あるいは、電子化の進展の程度(電子化の割合・申請数等)を決定(左右)する重要な要素であることを再確認する必要があるのではないかと考えられる。

上記の点を踏まえることの重要性については、例えば、電子帳簿保存法 上、電子商取引の場合、電子情報による保存が義務化されているが、電子

[△] 否かに関する解釈等に変更を及ぼさないと思われる。

⁽⁷⁰⁾ 仮に、義務化された税務手続が納税者等の取引や事業活動の実態に沿わないものである 場合や義務化された内容へ対応するための納税者等の事務負担や金銭的負担が大きく増加 する場合、手続上の誤りが増加することや税法上の義務違反を誘発することによって、結 果として、義務化の目的である税務当局の事務の効率化等は達成されないと思われる。

取引を行うことを納税者等の保存義務者に強制するものでもなく、また、例外として、出力した紙での保存を選択できることが規定されており(電子帳簿保存法 10 条ただし書)、このような枠組みが一定の評価を得ている点に表れているものと思われる。

また、輸出物品販売場における輸出免税手続の電子申請等の義務化の場合、当該改正の内容は、外国人旅行者の要望に合致したものであり、外国人旅行者に実質的に負担を求めないことからも、輸出物品販売場の事業者に係る負担の内容等の検討のみが新たな義務の創設に関して、必要とされたものと考えられる。

このような整理等を踏まえると、キャッシュレス化の進展による税務手続への影響等を考察する上で、仮に、社会全体のコスト削減や行政の効率化を目的として、税務手続の電子化等の改正を通じて、キャッシュレス化を一層推進するとの方向性等を検討する場合、①税務手続の主体となる事業者といった納税者の負担と同時(同程度)に、②当該事業者の取引先への影響や負担等も考察する必要があるのでないかと思われる。特に、②の事業者の取引先が個人(消費者)である場合、多くの場合、事業者と異なり、当該個人において、税務手続の改正等に積極的に関与するものではなく、また、当該改正に対応する誘引(インセンティブ)がないことに留意すべきではないかと考えられる。

Ⅳ おわりに

社会コストの削減等の観点から今後も税務手続の電子化を進展させると の方向性や電子化の必要性は変わらないと言える。ただ、本稿において検

^{(71) 「}実務の利便性を考慮した対応」との評価(上西・前掲注(35)66頁)。

⁽⁷²⁾ 例えば、消費税法上、すべての個人に対して消費税の申告や納税を求めることは、消費者である個人において税務当局に申告するインセンティブがないとの執行上の観点を踏まえると非現実的であるとの説明(谷口勢津夫ほか『基礎から学べる租税法 第2版』(弘文堂、2019年)159頁)。

計の対象とした大法人の電子申告義務化等の制度の特色等を考慮すると、税務手続の電子化に関連して新たな制度の創設等をすることが、当該制度によりもたらされる利点を踏まえつつも、結果として、納税者に過度な負担、あるいは、納税者の取引先に過度な負担が生じる等の恐れがある場合、当該制度の創設や改正には慎重な検討が必要とされるのではないかと考えられる。また、キャッシュレス化と税務手続の電子化との関係について、大法人等の電子申告の義務化や輸出物品販売場における輸出免税手続の電子申請等の義務化等において考慮されなかった事項を十分に考察しなければならない可能性があるのではないかと思われる。本稿において素材とした制度に係る整理等を踏まえつつ、キャッシュレス化を踏まえた税務手続の電子化の具体的な課題等については、今後検討していきたい。

⁽⁷³⁾ 仮に、税法上、キャッシュレスの義務化という制度を検討する場合、現金の使用とブライバシーとの関係、あるいは、キャッシュレスによる決済を利用できない個人を置き去りにするとの懸念から反対意見が示されることが考えられる。ただ、このような懸念等よりも、別の観点(例えば、公衆衛生上の観点)から、現金を利用することよりもキャッシュレス化が望ましいとの見解が広く理解を得るような状況においては、社会全体のコスト削減や行政の効率化との意味が幅広く捉えられ、結果として、税法上、キャッシュレス化が原則であるとの枠組みが定着する可能性があることも否定できない。

なお、小売店におけるキャッシュレス決済の利用の義務化を法令上義務付けることについては、システム投資等の事業者の負担を踏まえて慎重に検討していく必要があるとの答弁がされている(矢野康治政府参考人答弁(第201回国会参議院財政金融委員会(令和2年3月18日)))。